

ウエーバーの君主制論

雀部 幸隆

目次

- 一 君主制支持の一般的歴史的理由
- 二 君主制支持の地政学的理由
- 三 君主制の効用
- 四 議會制的君主制と立憲制的君主制

一 君主制支持の一般的歴史的理由

別稿「ウェーバーにおける国家理性の理念」の末尾で、筆者はウェーバーが「君主制」を支持し、最後まで「君主制」にこだわったと述べた(名古屋大学『法政論集』第一七〇号四二ページ以下)。その理由が問われなくてはならない。その理由は、一つは一般的に歴史的なものであり、一つは地政学的なものである。もちろん両者は密接に関連している。

ところで、歴史的理由といつても、ここで言おうとしていることは、ドイツではヨーロッパのほとんどの国と同様に、中世くらい「君主制」ないし諸「君主制」が維持されており、それがドイツ伝来の統治形態だからという程度のことにはすぎない。古来「正統」なものとして国民に受け入れられてきた王制を廃止し、国王の首をはねたとしても、確な結果は生まれはしない、それは当国自身を長期にわたる内乱と混乱とに引き入れるばかりか(なぜなら国民の「正統性」観念は乱され、愚弄されるから)、しばしば場合によっては周辺諸国、あるいはヨーロッパ全体、さらには世界中を動乱の渦に巻き込む重要な要因になりかねない。これは早くはイギリスのピューリタン革命、古典的にはフランス革命、そして、その結果が明確になるのは主としてウェーバーの死後に属することとはいえ、ロシア革命の示した歴史的経験であった。ドイツとても帝制が維持されていたなら、「ボヘミヤの伍長」ヒトラー「総統」の就任はなかつただろうし、世界は第二次大戦を免れていたかも知れない。すくなくともあのような形で経験しなかつたことだろう(「ボヘミヤの伍長」とはヒンデンブルクの言葉である)。

もちろんウェーバーはこうしたことには直接言及しているわけではない。だが、「支配の正統性」の問題をあれだけ

重視したウェーバーが、国民の間に良くも悪しくも定着した「正統性」観念——いまの場合には「伝統的支配」のそれということになる——を、たとえば人間の「自然法的」理性に照らして理屈に合わないからとか「非合理」だからとかいう理由で、単純に否定する危険と愚かさとを承知していなかったはずがないだろう。

いうまでもないことだが、例の「支配の三類型」の定式化は *weltlich* になされた「理念型」であつて、それ自体としてはウェーバーの価値評価を含むものではない。また現実の支配がそのうちのどれか単一の類型によつて整理されうるものでなく、しばしば、いやほとんどの場合、三類型の——濃淡の差はあれ——混合ないしは組合せとして理解されるものであることも、言わずもがなの事柄だろう。ウェーバーにおいて「伝統的支配」が全体として「近代」の諸条件にヨリ「適合的」でなくなつたと考えられていたとしても、かれが「伝統的支配」よりも「合法的支配」や「カリスマ的支配」のほうが「価値的」に「良い」と考えていたと受け取られるなら、それはやはり誤解である。

そればかりかウェーバーは、冒頭に言及した拙稿の中でもすでに指摘しておいたように（前掲誌三六ページ）、一般に人間社会に秩序を与え、それを規律する根本的な法規範の淵源としては——だからまた国制の淵源としては——、「宗教」や「伝統」にもとづく信念の方がはるかに人々の心に持続的かつ安定的な影響力を及ぼすものであり、せいぜい百年か二百年の間に人間が合理的に考え出した諸公理（自然法的諸公理）は、それがどれほど精妙な悟性の所産であろうと、所詮は底が知れている、とさえ述べているのである。

「自然法的諸公理は、「今日」法の基礎を支えるだけの力を失つた。およそ法規範の淵源を、一方では歴史上実際に生起した「と見なされる」宗教的啓示（たとえばモーセの十戒を指す）に求める確乎不拔の信仰、他方では太古からの伝統の神聖不可侵性に求めるこれまた牢固たる信仰、こうした具象的で鞏固な信仰とくらべるなら、「理性の」抽象能

力によつて獲得された諸規範は、どれほど説得力のあるものでも、法の基礎を支える機能を果たすためには、その基礎があまりにも繊弱すぎるのである。」(WuG. 5. Aufl., S. 502. 世良訳『法社会学』五〇一ページ。訳文は必ずしも既存の邦訳に従っていない。以下同じ。なお「内は引用者のもの。以下同様」)

この箇所は、啓蒙的合理主義や自然法的合理主義にたいするウェーバーの批判的スタンスを知るうえで、きわめて重要な箇所である。

ところで、この「自然法的」理性との関連で、「理性」のカリスマ的栄光化」(die charismatische Verkärung der 'Vernunft') が「カリスマの最後の形式」だとする、これまた興味深いウェーバーの指摘をここに紹介しておこう。やはり『経済と社会』第五版第二章「支配の社会学」第六節「政治的支配と教権制的支配」の最後のところで、ウェーバーは有名なイエリネクの人権論に閑説しながら、アメリカのプロテスタント「諸セクト」の打ち出した「良心の自由」が近代の「原理的に第一次的な『人権』」だとしたうえで、つぎのように述べている。

「その他の『人権』、『市民権』または『基本権』は、この『良心の自由』から派生して出てくるものである。とりわけ自己の裁量によつて自由に自己の経済的利益を追求する権利……がそうである。そしてこの権利の最も重要な下位概念が個人的所有権の不可侵、契約の自由および職業選択の自由である。これらの権利を究極的に正当化するものは、啓蒙主義時代の以下のような確信である。各人の『理性』に全き飛翔の翼を与えよ、さすれば、神の摂理により、また各人の利益は各人の最も熟知するところなるが故に、すくなくとも相対的には最良の世界が現出するのである」と。『理性』のカリスマ的栄光化——これはロベスピエールによる理性崇拜の中にもその特徴的表現を見いだした——は、カリスマがその波瀾に満ちた道程をたどつてそもそも採りえたところの、カリスマの最後の形式なのである。」(WuG. 5. Aufl., S. 725f. 世良訳『支配の社会学』六五五ページ)

ロベスピエールの残照は、形を変え、スケールを変えて、マルクスに見いだされる。だが「理性の自己神化」が「カリスマの最後の形式」だとすれば、^{*}そしてそれが今日完膚なきまでに「脱魔術化」されたとすれば、もはや「カリスマ革命」などというものは、すくなくとも「脱魔術化」の徹底的に進行したいわゆる「先進諸国」にはありえないだろう。ヴォルフガング・モムゼンなどは、ウェーバーがこの全般的な官僚制下の息苦しい「鉄の檻」を破碎すべき「偉大なカリスマ的指導者」の出現に期待したなどと、^{*}驚くほど単細胞的な発言をしたことがあるが（W.Mommsen, Max Weber, Fa.M., 1974, S.107f. 未来社版モムゼン『マックス・ヴェーバー 社会・政治・歴史』一九七七年、一五八ページ）、それがとんでもない見当違いであることは、ウェーバーの右の一文を見ただけでも明白である。

* ヘーゲルの「観念弁証法」もマルクスの「唯物弁証法」も「理性の自己神化」であった。拙著『知と意味の位相——ウェーバー思想世界への序論』恒星社厚生閣、一九九三年、一三九ページ以下を参照。

* * ということ、かれはヒトラーの意図せざる露払い役としてウェーバーを位置づけるかれのウェーバー批判の基本テーゼの伏線を張っているのである。前掲拙著三五二ページ参照。

ウェーバーは、ほかに『職業としての学問』の終り近くの文章や「新秩序ドイツの議会と政府」の中のビスマルクの政治的天才に触れた導入部分から窺えるように、「歴史の新しい道」を指し示す「偉大な個人」や「偉大なカリスマ的指導者」など、偽預言者でもないかぎり（ヒトラーはまさに偽預言者であった）、脱魔術化と官僚制化との（そして情報化の）徹底的に進行した現代において、万に一つも出現する可能性はないと、考えていたのである。^{*}

* なおこの点については前掲拙著三五〇ページ以下を参照。今日では、モムゼンとは別に、ウェーバーをニーチェに引きつけて理解する一種アナキーで方向性を喪失したウェーバー解釈が、たとえば山之内靖『マックス・ヴェーバー入門』岩波書店、一九九七年によって、偶像破壊的なウェーバー像などという鳴り物入りの誣い文句で出回っているが、そうした二一

チエ的ウエーバー論にたいしても、筆者は前掲拙著の最終章「ウエーバーとニーチエ」であらかじめ根底的な批判を加えておいた。この点についてはまた折原浩「学問研究におけるフェア・プレー——着実な発展軌道の堅持のために」『未来』一九九七年九月号を参照。山之内氏は翌月号の同誌で折原氏に反論しているが、その反論は、筆者の見るところ、折原氏の問題提起にたいするまともな回答となっていない。なお折原氏による再批判「学問研究におけるフェア・プレー(統)——山之内靖氏にたいする再批判」『未来』同一二月号をも参照のこと。

他方では、ウエーバーの右の二つの文章は、多分ウエーバー自身の思惑を超えて、われわれが「歴史」や「伝統」、それから「宗教」といったものを、脱魔術化の煉獄をくぐり抜けた目で、改めて真摯に再評価し尊重する必要性のあることを示唆するものである。もちろん宗教といつても、筆者の言うのは、怪しげな新興宗教や新々宗教、新々々宗教などではなく、何千年の風雪に耐えた、だからそれ自身大小無数の人間的誤謬を犯しそれを乗り越えてきた、世界的な救済諸宗教を指す。

ウエーバー自身がそうした必要性にまったく想到しなかったわけではない。なぜなら、かれは『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』の終り近く、将来の「鉄の檻」に住みまたそこに生起する人間類型と事態とがいかなるものであるかを予測した有名な箇所で、「あるいはかつての理想や思想の力強い復活が起るのか」といった可能性をも第二の選択肢として想定しているからである(岩波文庫旧版下二四六ページ。傍点引用者)。ウエーバーがたんなるレトリックの問題としてこんな発言をしたはずがないが、しかし何といつてもかれの真意はこの一文だけでは臆測のかぎりではないから、ウエーバー自身の見解に関するこれ以上の言及は差し控えねばなるまい。

だが、ウエーバーの真意はともかく、ウエーバーを超えてわれわれは、この無基底で無紀律、無機質な——インターネットの世界はそれを極限に推し進めるだろう——二〇世紀末の不気味で異様な世界を生き抜くために、「歴史」

の知恵に学び、「伝統」に確かな拠り所を見いだし、まともな「宗教」の影響力を再興させる方途を探り出さなければならぬのである。^{*}

* この点についても筆者は、デートレフ・ポイカート『ウェーバー 近代への診断』名古屋大学出版会、一九九四年の巻末に付した訳者解説「運命としてのモデルネー——ポイカートのウェーバー論」の末尾に、一方ではニーチェとウェーバーとの、他方ではハーバースとウェーバーとの違いを際立たせながら、指摘しておいた。同書二七五ページ以下。

わが国では、戦後民主主義の中でそうした努力の必要性は顧みられることがなかったばかりか、むしろ端的に否定されさえしたが、同じく敗戦を経験し、しかもナチスの恐るべき「ニヒリズムの革命」を経験した西ドイツでは、カトリックシユであろうとエヴァンゲリッシユであろうと、伝来のキリスト教を尊重し、その社会的文化的影響力を再生させることが、国と社会と人間精神との健全性を保つためにいかに大切であるかが痛切に認識され、それゆえ『ドイツ連邦共和国基本法』の前文には、ドイツ国民は「神と人間とにたいする責任を自覚し、その憲法制定権力にもとづいてこの基本法を制定した」云々と書き込まれているのである（高田敏、初宿正典編訳『ドイツ憲法集』一九九四年、信山社、二〇九ページ。「人間」にたいする責任だけでなく「神と人間」にたいする責任と謳われていることに注意）。

二 君主制支持の地政学的理由

つぎに、ウェーバーがドイツの君主制を支持する第二の理由はすぐれて地政学的なものである。それは簡単にいうと以下の主張に帰着する。

ドイツは自他ともに認める「権力国家」だが、この「権力国家」は文字どおりヨーロッパの中央に位置しており、四囲を他の列強に取り囲まれている。そうした地理的位置に置かれた強国は、世界広しといえどもドイツを措いて他にはない。ところで、こうした条件のもとに置かれた強国は、好むと好まざるとにかかわらず、とりわけ強力な軍備を整えなければならず、強力な軍事国家たらざるをえないが、その強力な軍事国家たらざるをえない必然性が、それに適合的な国家形態として、ドイツに世襲君主制の維持を運命づけているのである、と。

さてこの主張には、さらに説明され敷衍ふせんされなければならない四つの命題が含まれている。①ドイツは「権力国家」であり「強国」であること。②ドイツは中欧に位置し、他の列強に包囲くわいされていること。③したがってドイツはとくに強力な「軍事国家」たらざるをえないこと。④「軍事国家」に適合的な国家形態は「世襲君主制」であること。

① 「権力国家」としてのドイツ

ドイツが「権力国家」であり、またそうであらざるをえないことに関しては、ウェーバーは、第一次大戦中の講演「ヨーロッパ列強の間のドイツ」（一九一六年六月）において、「七〇〇〇万の国民」たるドイツと「七〇〇万の国民」たるスイスとの間の「歴史によって与えられた運命」の相違から説明しており（MWG II/5, S.194. 『政治論集』二〇一ページ）、またそれとの関連で、「二つの律法のあいだ」（一九一六年二月）では、オーストリア＝ハンガリー帝国が大國たることを運命づけられながら、しかも「権力国家」たることを志向しなかったがために、かえって自國と同盟國（ドイツ）、さらにはヨーロッパ全体を危険に陥れた事例を引き合いに出しながら、印象深く語っている。「オーストリアはあらゆる大國の中でも最も膨脹欲のない國であった。だからこそ——容易に見過みすごされることだが——この國は最も危険な國だったのである。」（Ebd., S.96. 同上二六三ページ）

これは別稿「ウェーバーにおける国家理性の理念」においてすでに指摘したとおりである（『法政論集』第一七〇号
二二ページ以下）。

② 中欧国家としてのドイツ

ドイツが中欧に位置し、他の列強に四囲を包囲されていること。これはドイツの置かれた極めて重要な地政学的条件だが、この第二の条件も、当然のことながら、第一の条件を前提にはじめて意味をもつ。なぜなら、たとえばスイスもまた、地理的にはヨーロッパの中央に位置し、列強に取り囲まれているからである。だがスイスは、ドイツとは比較にならない小国として——ただし小国だからといって「歴史の法廷の前でそれだけ『重要』でない」と評されるわけでは決してない」（二つの律法のあいだ」*ed. 1908* 同上二六一ページ）——みずから「権力国家」たることを放棄し、そのゆえに列強から「中立」たることを保障された国である。したがって第二の条件が意味をもつのは、当然のことながら、ドイツが「権力国家」であり「強国」であるという第一の条件が前提されるかぎりにおいてである。

そうした前提条件を踏まえたうえでのドイツの置かれた独特の地政学的条件に関するウェーバーの明瞭な認識を示すのが、やはり「ヨーロッパ列強の間のドイツ」のつぎの一節である。

「わが国の対外的利害は純然たる地理的条件によって決定されている。わが国は権力国家である。どんな権力国家にとつても、他の権力国家の隣接は自国の政治的決定の自由の妨げとなる。なぜならその国は絶えず隣りの強国の動きを気にしなければならないからである。それゆえ、どんな権力国家でも、願わくばできるだけ弱小の国々に取り囲まれない、やむなく権力国家と隣接せざるをえない場合にも、せめてその数をできるだけ減らしたい、と考えるものである。ところがドイツだけが大陸の三大強国、それも最強の国々と国境を接し、そのうえさらに最大の海

軍国と海ひとつ隔てて隣合わせの位置にある。つまり、われわれはこれら諸国の邪魔になっているわけである。わが国の運命はこのように定められている。世界広しといえども、こんな状況に置かれた国はほかにはない。」(Ebd., S.63, 同上二七八ページ以下)

これは近現代ドイツの運命を考えるうえで極めて重要な地政学的認識である。そしてこの認識は、また別の機会に見るように、ウエーバーにかぎらず、オットー・ヒンツェやゲルハルト・リッターなど、ウエーバーと同時代もしくは少しあとの大なり小なりレオポルト・フォン・ランケのいわゆる「外政優位」の発想の影響を受けたドイツの国制史家や政治史家たちにとっては共通の認識であった*。

* ランケのこの「外政優位」論の重要性に関するウエーバー自身の言及は、『経済と社会』第五版第二章第五節の末尾に見られる。WuG, 5. Aufl., S.211. 邦訳中央公論社版『世界の名著』第五〇巻『ウエーバー』五五二ページ以下。

そうした地政学的認識の伝統は、第二次大戦後とくに一九六〇年代後半以降西ドイツで盛んになり、多かれ少なかれマルクス主義的「内発主義」史観の影響を受けたいわゆる「社会史学」の中では顧みられなくなつたが、しかし、わが国でも『ドイツ国制史』(岩波書店、一九八〇年)の訳書で知られるフリッツ・ハルトウンクや、別稿「ウエーバーにおける国家理性の理念」にも参照したエルンスト・ルドルフ・フーバー、ハーゲン・シュルツェなど、ランケらしいオーソドックスな政治史学の衣鉢を継ぐ現代ドイツの史家たちによって、それぞれの形で受け継がれている。『ドイツ帝国の興亡』や『ヒトラーとは何か』の訳書で知られるセバスチャン・ハフナーなども、この系譜に属するものと見なしてよいだろう。

* かれはオットー・ヒンツェの門下である。かれにはそのほかにも Deutsche Geschichte 1871-1918, 6. Neubearbeitete Aufl.,

Stutgan 1952 という版を重ねたドイツ第二帝制政治史の名著がある。

が、それはともかく、「ドイツの置かれた特殊な国際的地位」に関するウェーバーの右の発言は、そうした系譜的関連の問題とは無関係に、すなおに歴史を見ようとする者にとつては、それ自体として一読明瞭かつ説得的である。どんな「強国」でも、できるだけ「弱い」国々に取り巻かれないと考えている、やむなく「強国」と隣接せざるをえない場合にも、その数をできるだけ減らしたいと願わざるをえない。ところが、よりにもよつてドイツは、狭いヨーロッパ大陸でフランス、ロシア、オーストリア・ハンガリーという三大強国に取り囲まれ、そのうえ最大の海軍帝国と海を隔ててにらみ合っている。こんな特異な地政学的条件に置かれた「強国」は世界のどこにも存在しない。

これはまことにウェーバーの言うとおりである。

イギリスは、英仏海峡ひとつで大陸と隔てられているだけで、すでにして相対的に安全な国である。アメリカ合衆国にいたつては、東西両海岸を広大な大洋によつて守られているのであるから、イギリス——それからウェーバーの時代にはすでに日本——をも含めて、列強の爪牙は、当時の軍事科学技術の水準では、この国にはとても及ぶことはない。

ヨーロッパ大陸にやってくると、すでに事情は一変する。大陸といつても、ユーラシア大陸や南北アメリカ大陸からすると、せいぜい半島にしかすぎないようなこの狭小な地域で、中世末いらい「強国」がひしめき合い、互いにしのぎを削り合ってきた（そこからまた互いに軍制上、行財政上の「合理化」を促進され、古典古代とキリスト教との文化遺産の共有という基底的事実の作用と相まって、西欧世界全体の世界的に独一な「近代化」が帰結したのだが）。ヨーロッパ

大陸諸国は、相対的に安全なイギリスや、ほとんど絶対的に安全なアメリカ合衆国とは、もともと地政学的条件を著しく異にしているのである。

それでもロシアやフランスは、ヨーロッパ大陸の両翼に位置する国家として、それぞれ「絶えず気にしなければならぬ」列強の風圧にさらされるのが、まだしも相対的に僅少であつた。^{*}だが「中欧」に位置する独逸、なかんづくドイツは、列強の包囲網の真つ中にある。

^{*} ただしロシアの場合には、「文明化」に極めて不利な気象的風土的諸条件に加えて、ユーラシア大陸にまたがる大平原国家として他民族他国民の侵略を誘発しやすい——し、また実際に誘発した——という独特の難点が存在する。その点にたいする恐怖心が逆に国境線を限りなく遠方に前進させようとするツァーリズムの膨脹主義的衝動を生むこととなる。Vgl. Otto Hintze, *Deutschland und das Weltstaatsystem*, in hrg. von O. Hintze, F. Meinecke, H. Oncken und H. Schumacher, *Deutschland und Weltkrieg*, 2. Aufl., Leipzig u. Berlin 1916, S. 27ff.

こうした特異な地政学的条件のもとに置かれたドイツが、同じように「近代化」の歩みを進める（というよりも促迫される）としても、「純然たる地理的条件」からして、イギリス、ましてアメリカ、そして、やはりフランスなどとは、政治体制、統治形態のうえで同一歩調を取ることができないことは、見やすい道理である。ウエーバーはこの当然のことを前提として近代ドイツ国制の特質を考察したのである。

③ 強力な「軍事国家」としてのドイツの必然性

さて、ウエーバーは「ヨーロッパ列強の間のドイツ」の右の一文からどんな結論を引き出したか。

その結論は、まず第一に、だからドイツは「とくに強力な武装を行なう必要がある」というものであり（MWG I 15, S. 164, 「政治論集」二七九ページ）、第二に、ドイツは「その地理的位置からして遠い先まで見越した同盟政策を追求

する」必要がある、というものである（*ibid.*:S.169.同上二八三ページ）。

ところで「ヨーロッパ列強の間のドイツ」では、このうち第一の結論はそれ以上言及されず、第二の結論が詳細に追求される。これは第一次大戦中のドイツの戦争政策、対外政策にたいするウェーバーの立場からして当然のことであった。

かれは第一次大戦勃発にさいしてドイツの戦争努力を断固として支持したが（かれは五〇歳という年齢にもかかわらず戦地出征を志願したくらいである）、しかしリーズナブルな条件——東西両戦線におけるドイツの軍事的安全を保障する措置の確保のほかは、東西両側においても基本的には無併合無賠償の講和——にもとづく早期講和の締結の必要を力説した。その主張に説得力をもたせるために、かれはドイツの厳しい地政学的条件に人々の注意を喚起したのである（その点については、拙稿「第一次大戦とウェーバー」(一)(二)、名古屋大学『法政論集』第一一〇・一一一号、一九八六年三月・六月、を参照)。

いわく。ドイツは、その地政学的条件からして、「全世界を相手に何度も戦争の手段に訴えるわけにはいかない」(*ibid.*:S.63.同上二五五ページ以下)。「今日では世界のどんな強国でも、同盟を結ばずして世界政策を遂行することはできない」が、「ドイツはなおさらそうである」。「わが国は並いる敵を相手にしても、自国だけで自国を守ることができるが、しかし全世界を敵に回して世界の話し合いの仲間に加わることはできない」。つまり、ドイツは戦後は列強との同盟関係の追求（すくなくとも列強との競争的共存）を第一義として、世界政策を遂行しなくてはならないのである（*ibid.*:S.169.同上二八三ページ）。だとすれば、オーストリアとの同盟義務を果たすため、やむなく戦わざるをえなかったこの戦争においても（というのが第一次大戦におけるウェーバーおよび圧倒的多数のドイツ国民の立場であった）、ドイツは将来の世界政策の妨げになるような戦争の終結の仕方をしてはならぬ、と。

こうした文脈においてドイツの地政学的条件への認識が示されたものである以上、「ヨーロッパ列強の間のドイツ」で「強力な軍備の必要性」という第一の結論自体の敷衍がなされないのは当然である。しかし、当面のわれわれの文脈においては、まさにこの第一の結論こそが重要である。そして、この結論に照準を合わせたウェーバーの地政学的観点を表す発言はほかにも存在する。その一つはウェーバーが一九〇四年に渡米したさいの講演「ドイツの農業問題の過去と現在」であり、もう一つは『経済と社会』第五版第二部第九章「支配の社会学」第三節「官僚制的支配の本質、その諸前提および展開」第二項「行政事務の量的発達」の中の一節である。

前者の講演の最後のところで、ウェーバーは、ドイツの近代化のかかえる様々な難問を縷々指摘したのち、「われわれドイツ人を何千年もの歴史の重みによって苦しめてきた運命、われわれをして稠密な人口と長い文化的伝統をもつ国の住民たらしめ、互いに武力で身を固めた国々のはざまにあつて、みずからもまた武装万端怠りなく、その古くからの輝かしい文化を守り抜くようわれわれに命じてきた運命」、こうした「運命」は、到底アメリカ人には分かつてもらえないだろう、アメリカ人もまた、「もしその祖国がいつでも戦争に訴えようと身構えている列強と角突き合わせていたなら」、「一旦緩急あらば義勇公に奉ずべく、国の召集令状をいつも机の引き出しにしまい込んで、いゝわれわれドイツ人の心情を理解することだろう」と述べている (From Max Weber: *Essays in Sociology*, trsl. ed. & with an Intro by H.H.Gerth & C.R.Mills, p.384f. 河出書房版『世界大思想全集』社会・宗教・科学編第二二巻『ウェーバー』一一六ページ。強調は引用者)。

実際ウェーバーは、一九一四年八月には、その「令状」を「机の引き出し」から取り出して——かれは予備役の士官であった——義勇公に奉じようとしたが、かれの年齢では「残念ながらお役に立てなかつた」(一九一四年一〇月二五日付のフェルディナンド・テニエス宛の手紙。GPS, 1.Aufl., S.458. 『政治論集』六二七ページ。また一九一五年四月一三日付

の母親ヘレーネ・ウェーバーへの手紙。Ebd. S. 458f; 同上六二ページ)。^{*}そこでかれは、やむなく後方勤務に就き、ハイデルベルクでいくつかの陸軍野戦病院の設営に協力する。

* だが、かれの年下の友人で新カント派のすぐれた哲学者であったエミール・ラスクやウェーバーの二番目の弟カールは、やはりウェーバーと同様に出征を志願し、そして戦死した。

さて『経済と社会』第五版第二部第九章第三節第二項は、「イギリスの国家」が最近にいたるまでヨーロッパ「大陸」型の「官僚制的行政」の発展をさほど経験することなく、「名望家行政の地盤に踏みとどまった」のはなぜか、を問題にした箇所だが、ウェーバーはその理由の一つをイギリスにおける「大規模な常備軍の必要性」の相対的欠如に求めている。

それではさらにイギリスではなぜ「大規模な常備軍の必要性」がさほどなかったのが問題になるが、ウェーバーによれば、それはもちろんイギリスが「膨脹志向」を欠いていたからではなく、同国が同程度の膨脹志向をもつ「大陸国家」のように他の強国と陸続きで角突き合わせてはならず、後者とくらべて相対的には安全だったからである。「イギリスには、互いに国境を接する大陸国家がイギリスと同程度の膨脹志向を満たそうとする場合には不可欠となるような、それほど大規模な常備軍の必要性が存在しなかったのである、云々。」(WAG, S. Aufl., S. 560, 世良訳『支配の社会学』八五ページ以下)

ところでウェーバーは、この常備軍と官僚制との欠如ないし未発展の問題と関連して、イギリスでは歴史的に「国家権力が内部にたいしてはその機能範囲をますます『極小化』して」行き、「直接の『国家理性』が絶対的に要求する範囲内にまで縮減して行った」と述べている (ebd. 同上八六ページ)。これは重要な指摘である。

つまりウェーバーは、これまでイギリスが国内的には相対的に「自由」な国であり、またそうでありえたのは、なからくイギリスが島国として相対的に安全な地政学的位置にあり、「大規模な常備軍」も「官僚制」も、最近にいたるまで（ウェーバーは今日では当然のことながら事情がちがってきていると述べている。Dg. 同上）、「大陸国家」ほど整備する必要がなかったからだ、というのである。アメリカもまた歴史的「運命」の重圧から自由な、そしてイギリス以上に安全な、だから当時としてはほとんど絶対に安全な国であった。だからこの国は、selbstmade manの自己確証と不測の進取との精神にとつてはうってつけの広大なフロンティア（それは太平洋の彼方にも広がるものであった）の存在といういま一つの有利な条件も働いて、さしあたっては健康なデモクラシーの母国となったのである（vgl. auch G. Ritter, Das sittliche Problem der Macht, Bern 1948, S. 112f.）。

だが、「運命」によって「稠密な人口と長い文化的伝統とをも」ち、「互いに武力で身を固めた国々のはざまにあって、みずからもまた武装万端怠りなく」身構えていなければならない「大陸国家」では、そう簡単にイギリスのようにリベラルでアメリカのようにデモクラティックというわけにはいかない。フランスは「大陸国家」であるにもかかわらず、——かつての「ルイ太陽王」時代の同国の栄光を「国民」革命によって取り戻すために（ランケ「強國論」中央公論社版『世界の名著』続編第一二巻七一ページ、七五ページ以下を参照）——アメリカン・デモクラシーを直輸入しようとして失敗した。ルソー的味付けをほどこされたその企ては、^{*}一世紀の間フランス自身を動乱に陥れたばかりか、全ヨーロッパを戦火の中に巻き込んだ。まことにフランスほどドイツにとつて範とならない国はない（新秩序ドイツの議会と政府」MWG 1/15, S. 527f. 『政治論集』四一九ページ）。これがウェーバーの地政学的認識の比較國制論的含意であった。

* G.リッターによれば、それは Nationalismus と Demokratismus との結合であった。G.Ritter, Das sittliche Problem der Macht, Bern 1948, S.116. Und derselbe, Das deutsche Problem, 2. neu durchgearbeitete u. erweiterte Aufl., München 1966, S.55f. 1) Demokratismus という表現は言い得て妙だが、日本語に置き換えると、それは民主「主義」とでもなるうか。

④ 「軍事国家」に適合的な国家形態としての「世襲君主制」

それでは強大な「軍事国家」にとって「世襲君主制」がなぜ適合的な国家形態なのか。それは——とウェーバーは答える——確固とした「世襲君主制」がナポレオン・ボナパルトや——ウェーバーの知らぬ人物とはいえ——アドルフ・ヒトラーのような「成り上がり者のカエサル的支配」を防ぐからである。かれは、さきほどのアメリカ講演で両ナポレオンを想い浮かべながら、以下のように述べている（op.cit., p.370, 邦訳前掲一二二ページ）。

「ドイツもその一員であるヨーロッパの古くからの文明諸国では、国の独立を維持するために強力な軍隊の保持を否応なく迫られるものだが、その結果、世襲の君主制がそれらの国々に一番適した政治制度だということになる。わたしのようにどれほど確乎とした民主主義制度の支持者であっても、世襲君主制が維持されてきた国で、それを廃止しようなどとは夢にも考えないだろう。」

なぜか。「強力な軍事力を擁する国家では、なんとといっても軍事的成り上がり者のカエサルの支配の危険がつきまとうものだが、世襲君主制はそれを防ぐ歴史的に実証された——唯一のとは言わないまでも、なおかつ——最善の形態だからである。」「フランスはこれまでずっとその危険にさらされてきた。」「君主は、その個人的利害関心からして、権利の保障と法に則った統治形態との維持に関心をいだかざるをえない。世襲君主制は……軍事国家たるべく運命づけられた国家にあつては、市民の最大限の自由……を保障する制度である。」

こうして、話はおのずと君主制の効用を論ずる運びとなった。

三 君主制の効用

①「成り上がり者」による独裁の排除

ウエーバーは（世襲）君主制の第一の、そして「最重要」の効用はまさにこの機能にあると考え、右のアメリカ講演以外にも、随所でこの主題に立ち返っている。たとえばいわゆる「支配の社会学」には、君主制と大統領制とを対比しながら、つぎのように述べられている。これはより正確には「議會制的君主制」について言われたことだが、当面の関連では「君主制」一般の効用と見なしでも差し支えないだろう。

「その時々選挙で勝利した政党の統治行為を『正当な』(rechtmäßige)行為として『正統化』(Legitimierung)する機能なら、所定の規則に従って選出された大統領でも、純形式的には同様にこれを果たすことができる。だが、議會制国家の君主は、それ以外に、選挙制の大統領の果たしえない次のような機能を遂行する。すなわち君主は、国家の最高の地位を終局的に独占することによって、政治家の権力欲にたいして形式的な制限を設ける機能を果たすのである。」これは「本質的には消極的機能」にすぎないが、しかし「純政治的観点からすれば、恐らくこれが実際には最も重要な機能である。」(WuG, 5. Aufl., S. 680f. 世良訳『支配の社会学』五〇〇ページ)

ワイマル憲法は、ワイマル共和国の政治が通常の場合にはいわゆる議會制的政治システムに従って運営されることを予定していたが、当期のドイツ国家の頂点に立つ者（国家元首）が大統領でなく君主であったなら、その場合にも仮にヒトラーが首相に就任する事態が招来されたとしても、かれの「総統」への道はあれほど容易ではなかったかも知れない。

② 社会的安定化機能

①の機能と密接に関連して、ウェーバーは君主制、とりわけ議会制的君主制の社会的安定化機能にも着目する。

「議会制国家の国王が、王自身は何の権力をも持たないにもかかわらず、なおかつ玉座にとどめおかれるのは、なによりもまず次の理由があるからである。すなわち、国王は、ただ国王なるものが存在し、権力が『国王の名によって』行使されるという事実があるだけで、そのカリスマによって現存の社会秩序や所有秩序の正統性 (Legimität) を保障していること、もし国王を玉座から放逐したなら、現存秩序の受益者たちはみな、その結果としてこの秩序の『正当性』 (Rechtmäßigkeit) への信仰が揺らぐことを恐れなければならないこと、これである。」 (Ebd., S.680. 邦訳同上)

もちろん「現存秩序」の「非受益者」たちはそうした「信仰の動揺」に何の痛痒も感じないかも知れないが、だからといって、かれらが「国王を玉座から放逐」したとしても——あるいはその「放逐」に手を貸したとしても——、文字どおりかれらの天下が訪れるわけではないことは、ウェーバー以前と以後とを問わず、世界中いたるところで歴史の証明するとおりである。

③ 政権調整機能

ウェーバーは、第一次大戦も末期の一九一八年五月に、「新秩序ドイツの議会と政府」を執筆して——この時点ではかれはまだドイツの敗戦を予想していない——、「立憲制的君主制」から「議会制的君主制」への推転（その意味は後述）を軸とする戦後ドイツの政治的再建策を提言したが、その中でかれは、一つには現代の大衆民主主義の一般の諸条件からして、また一つにはドイツ固有の事情からして、戦後ドイツの議会政治においてはいわゆる「二大政党制」の成立する余地がなく、基本的には保守党、国民自由党、中央党、自由主義左派、社会民主党という旧来の五党

体制の枠組みが持ち越されるだろうこと、したがって、その組合せはともかく、諸政党間の連立政権が必至となるだろうと予測していたが、そのさいまたかれは、ドイツの諸政党の政治的未熟と統治能力の欠如ないし弱さとの結果として、連立政権の成立・維持には相当の困難がともない、そこに君主の「巧みな調整機能」の介入が不可欠となるだろうと考えていた。

かれはその論稿に記している (MWG I/15, S.528. 『政治論集』四一〇ページ)。

「二政党制は、工業国家では、現代の経済的諸階層がブルジョアジーとプロレタリアートとに分裂する結果、それだけでもう不可能となる。つまり社会主義は一種の『宗派的』障壁を作り出すのである。」イギリスにおいてはともかく、「とくにわが国においてはそうである。」(上記第一の条件)

ドイツ社会民主党はヨーロッパ最大の社会主義政党であり、しかもビスマルクの「社会主義者鎮圧法」による「迫害」の結果、労働者大衆の間では受難の党としての後光を背負う政党であった。そしてその「後光」がウエーバーの言う『『宗派的』障壁』をさらに大きくする効果をもたらした。

「それに」、とウエーバーはつづけている、「ドイツのキリスト教諸宗派間の力関係からして、少数派保護政党としての役割をになうカトリックの組織「とくに中央党」は・・・わが国ではそう簡単に解消させることができないだろう。」(上記第二の条件)

「だとすると、わが国では、今後とも長期にわたって少なくとも四つ、おそらくは五つの政党が並び立つこととなり、連立政権は避けられないだろう。それゆえ政党間の協力を巧みに引き出す王冠の権力は、いつまでもその重要性を失わないわけである。」

④ 国家非常にさいしてのリザーヴの権力としての効用

ウェーバーが君主制の効用として着目する第四は、国家非常にさいしての君主の——多くは国を破局から救うための——役割に関するもので、これは場合によっては当該国家の命運を分けるきわめて重要な政治的機能となる。典拠はやはり「新秩序ドイツの議会と政府」である。

「わが国でたびたび見受けられたことだが、君主をデマゴギー的な仕方で——今日では週刊誌的な興味本意のやり方で、と付け加えねばなるまい（引用者）——公衆の面前に引つ張り出すことのないように、万全の注意を払うことが大切である。そうした配慮は決して時代遅れな旧弊に属するものではなく、歳月をへた政治の叡知と経験との産物である。それは、君主が公式の場に姿を現すときには必ず厳格な形式と条件とにかれを従わせるように命じ、そうすることでまた、君主の人となり公の舞台における政争の具となる危険を根底から除去する可能性を与えるものである。そうした細心の注意を払ってこそ、国家非常の時にそれだけ一層の重みをつけて、君主の人格を政治の場に投入することができるのである。」（Ebd. S.509. 邦訳同上四〇五ページ。強調は引用者）

シェークスピアの戯曲にしばしば出てくる台詞ではないが、王冠は伊達に重々しく荘厳に作られているわけではないのである。

ドイツのヴィルヘルム二世の場合にはその「投入」は不可能となったが、この「投入」がどれほどの意義を有するものであるかは、たとえば一九四五年八月一日の「玉音放送」を知っているわれわれ日本人には、その気になりさえすれば良く理解できるはずのものである。

⑤ 文化政策的効用

ウェーバーが君主制に期待するいま一つの効用は、君主制ならびに（当時のドイツでは）諸王朝の存在の文化史

的意義にかかわるものである。

ドイツ第二帝制は伝来のドイツ諸王朝の連合体としての意味をも持っていたが——皇帝Ⅱプロイセン国王は、ドイツ諸邦の君主たちとの関係でいえば、いわゆる「同輩中の筆頭」に当たる——、その諸王朝存続の文化史的意義に関してウェーバーは次のように述べた。

「今日われわれは……各邦の王朝の存続を純粹に国政上の理由から有益と見なすだけでなく、一般的な文化政策の理由からも、それを望ましいと考えている。ドイツの文化生活は、その歴史的中心地があちこちに散らばっている点で、フランスのそれと異なっているが、そうした各地に歴史的に形成された文化生活、ことに芸術生活を保護するためには、たとえば諸王朝を廃止して中央政府が一律に各地に地方長官を任命し、各地の文化生活をその管轄下に置くといった措置をとるよりも、これまでと同様に、それを各邦の小首都に居を構える昔ながらの各王室の庇護に委ねた方が、はるかに好適なはずである。」(Ebd. S.590. 同上四七五ページ)

わが国の江戸時代においても、参勤交替制等により、文化の江戸集中がかなり進むとはいえ、各藩侯の系統的な諸施策によつて、日本各地にそれぞれ特色のある文化と物産、風物が庇護育成されたことが、想起されるだろう。明治以降、とりわけ決定的には第二次大戦以後、われわれは、アメリカの占領体制——と言う場合、それが今日にいたるまでわれわれ日本人に残した深い精神的傷痕を含めて考えられなければならない——と、それ以後に続く経済成長第一主義ならびに列島改造的ポピュリズムの蔓延とによつて、その遺産をほとんど食いつぶしてしまったのである。

なお、ウェーバーはこの時点では各邦の存続を前提しており、「各邦でも帝国レヴェルと同様にドイツ固有の多党制が存続する」わけであるから、邦レヴェルの政治生活に関しても、「邦国の頂点が政党間の抗争に巻き込まれるこ

とのない王朝によって占められる」ことの意義が、決して小さくないとかが考えていたことは、いうまでもない（*ibid.*, S.91. 同上四七六ページ）。この点が、右の引用文で、「純粹に国政上の理由から」各王朝の存続が「有益」と見なされるゆえんである。

四 議会制的君主制と立憲制的君主制

ところで、これまでウェーバーの君主制支持とその効用とに関するかれの見解を見てきたが、そのさい、その君主制は君主制一般として扱われたままであった。しかしウェーバーが君主制支持を言う場合、その君主制はすぐれて「議会制的君主制」を内容とするものであった。そして上に見た君主制の機能や効用が最もよく發揮されうるのが、ウェーバーの見るところ、「議会制的君主制」である。ところが、当時のドイツ第二帝制はドイツ人が「立憲制的君主制」（*die konstitutionelle Monarchie*）もしくは「君主制的立憲制」（*das monarchische Konstitutionalismus*）と呼ぶところのものである。ウェーバーももちろんそのことを承知のうえで、「立憲制的君主制」ではなく「議会制的君主制」（*die parlamentarische Monarchie*）を支持したのであった。

とはいえ、かれはもちろん前者を打倒して後者を樹立するなどといった過激なことを考えたわけではない。また、そうした革命的変革ないしはラディカルな転換にはなじまず、また逆にそれを防止する機能をそなえているのが、「立憲制的君主制」であれ「議会制的君主制」であれ、そもそも「君主制」一般の効用である。ということは逆に、「立憲制的君主制」と「議会制的君主制」とは内容的に水と油のように対立したものではなく、連続した側面をも持

つということである。事実ウエーバーもそう考えており（後述）、したがってかれは「立憲制的君主制」から「議会的君主制」への推転を軸にドイツの内政改革を構想したのである。

だが、そもそも「立憲制的君主制」とは何であり、「議会的君主制」とは何であるか。ウエーバーの定義を見てみよう。

その定義は、かれが『経済と社会』第一部第三章の「支配の諸類型」で統治形態の諸類型（第一一節「代表制」）に言及している箇所に見られる。

ウエーバーは、「近代の議会的代表制」（die modernen parlamentarischen Repräsentationen）（*WuG*, 5. Aufl., S. 172. 世良訳『支配の諸類型』一九四ページ）に立脚する「議会的内閣統治」（parlamentarische Kabinettsregierung）（*ebd.*, S. 173. 同上一九六ページ）を軸にして、この「支配の諸類型」執筆校正時期と目される一九一九年一〇月前後の時点における主要欧米諸国の統治諸形態を、おおよそ以下の四つに分類して考察した。

* たゞは *vgl.* F.H. Tenbruck, *Abschied von Wirtschft und Gesellschaft*, in: *Zeitschrift für die gesamte Staatswissenschaft*, Bd. 133, S. 732.

① 「議会的内閣統治」（いわゆる議院内閣制）

この類型では、「大臣たちの『内閣』」は議会選挙で勝利した「多数派政党の委員会」（*der Ausschuß der Mehrheitspartei*）だが、「この制度は、実質的（実効的）な権力分立が存在しない場合には、その時々々の選挙に勝利した政党幹部があらゆる権力を完全に掌握すること（*die volle Appropriation aller Macht*）を意味する。その結果、国家機関の指導的地位ばかりか、それ以下の官吏の地位も、しばしば広範囲にわたって、その政党の党員や支持者たち

のプフリュンデとなる。」(Ebd.: S.173, 同上二九五ページ以下)

これはいうまでもなくイギリスに典型的な「議院内閣制」である。

② 「立憲制的統治」(Konstitutionelle Regierung)

「政党政府による権力の専有 (Appropriation) が完全でなく、君主 (もしくは君主に相当する、たとえば国民投票によって選挙された大統領) が依然として固有の権力 (eine Eigennacht)、とりわけ (将校任命権を含めた) 官職叙任権を有している場合には、立憲制的統治が成立する。これは形式的な権力分立が行なわれている時に成立しやす。」(Ebd. 同上二九六ページ)

これはドイツ第二帝制とアメリカの大統領制とに見られる統治形態である。両者の場合、各議会の権力的地位が相違し、また国家元首が歴史的伝統的な世襲制にもとづいてその地位に就くか、それとも(究極的には)国民によって選挙されるかの違いがあるにもかかわらず(だからまたヘル権力の正統性根拠の相違があるにもかかわらず)、ウェーバーは国家元首が自主的かつ自律的な固有の権力 (eine Eigennacht) を有するか否かに一義的に着目して、一括した類型構成をしているわけである。

こうした類型構成の仕方は「民主主義」の「自然法的」信奉者からすれば妥当性を欠くと見なされるかも知れないが、ウェーバーはそもそも「自然法的民主主義」の信奉者ではないし、それと関連することだが、政治システムの形式的でリジッドな民主主義的構成の整備よりも政治システムの(当該国民のその時々々の条件と課題とに照応した) Regierbarkeit の方をはるかに重視する観点の持ち主であることから、こうした類型化構成も、ウェーバーに即していえば立派に成り立つわけである。

ちなみにワイマル共和国の歴史的経験は、形のうえではどれほど立派な民主主義をそなえた政治システムであっ

でも、その担い手たる議會諸政党が統治能力を欠くなら、いわゆる全体主義勢力に乗ずる隙を与えることを紛うかたなく立証した。このほかにも、ひよつとすると統治能力を欠く民主主義は、肝心なことは何事も決まらず絶えず先送りにされる政治の液化化現象を招来するという、新しい経験を歴史に加えることになるかも知れない。

③ 「国民投票的」代表制的統治」(plebiszitär-repräsentative Regierung)

「その「上記」立憲制的統治」の「特殊ケースが国民投票的大統領制と代表制的議會制とが並存する国民投票的」代表制的統治である。」(Ebd. 同上)

これはワイマル共和国の憲法体制を念頭に浮かべて類型構成されたものだが、その立ち入った検討は、筆者がまた別に予定している「ウェーバーの大統領制論とワイマル共和国の崩壊」(仮題)で行なわれるはずである。

④ 「純代表制的統治」(rein repräsentative Regierung)

「他方、純粹に議會制的に統治されている団体の指導が、究極的かつ專一的に議會による政府官庁(または指導者)の選挙をつうじてもたらされる (bestellt) 場合があるが、これは純代表制的統治である。」(Ebd. 同上)

これはウェーバー当時のフランス第三共和制の統治形態である。フランス第三共和制は形式的には大統領制の形態をとっているが、しかしその大統領は、両ナポレオンの「カエサル的支配」にたいする苦い経験から、直接国民投票によって選ばれるのではなく、議會によって選出され、したがってまたその正統性基盤の脆弱さから執行権力としての独自の権限をほとんど与えられてはいなかった。実質的な執行権力はやはり議會選出の首相に属する。それゆえにウェーバーはこの統治形態を「純代表制的統治」と見なしているのである。

⑤ 「議會制的君主制」(parlamentarische Monarchie) と「立憲制的君主制」(konstitutionelle Monarchie)

だが、われわれの当面の関心はこの両君主制である。この両君主制は、前者が上記①のタイプを実質的内容とす

る君主制であり、後者が②のタイプに属する君主制である。

(a) 「議會制的君主制」これはいまも述べたように「議院内閣制」を実質的内容とする君主制だが、ウェーバーによれば、このシステムにおいては、多数党の「政党指導者とかれによって指名される行政幹部——大臣、次官および時として局長——とが『政治的な』国家指導者 (die "politischen" Staatsleiter) であり、「かれらが議会への政党選挙をつうじて形式的なヘルである君主にたいして押し付けられる (oktroiert)」(Ebd., S. 172f. 同上一九四ページ以下)。

そして実質的な「ヘル権力を剥奪された君主」の役割は、以下の二つに限定される。一、「諸政党との交渉をつうじて「国政の」指導にあたる人間を選び出し (auszuwählen)」、「かれを国政指導者の地位に」任命することによって、形式的な「国政の」指導者として」正統化する (zu legitimieren) 役割。二、「その時々々の国政指導にあたる政党党首の措置を合法化する機関 (legalisierendes Organ) として機能する」という役割 (Ebd., S. 173. 同上一九五ページ)。

ところで、ウェーバーはイギリスにおいて君主が実質的な「ヘル権力を剥奪されるにいたった」事情を次のように説明する。

「イギリスの国王が・・・純政党内閣制形成への発展方向をたどる「憲法上は」非公式な内閣統治によって権力を奪われて行った」過程は、「イギリスでは官僚制が欠如していたのであるから、よく言われるほど『偶然的な』ことではない」(Ebd. 同上一九七ページ)。

ではなぜイギリスでは「官僚制」が欠如していたかといえば、それは「常備軍」が欠如していたからであり、それはまたそれでイギリスの「島国」としての相対的な安全性にもとづく。これはすでに見たウェーバーの見解であった。

(b)「立憲制的君主制」これは上記②に見たように、「政党政府による権力の専有 (Appropriation) が完全でない」く、君主が「固有の権力 (eine Eigennacht)」を所有している統治システムだが、その君主の「固有の権力」とは何かを窺わせる形で、ウエーバーは「立憲制的君主制」についてさらに次の二つの特徴を指摘する。その一つは「君主による大臣任命を始めとする官職任命権および軍統帥権の専有」がその「本質的特徴」をなすことであり (ebd., S.174, 同上一九七ページ)、いま一つは、それと関連して、限界状況においては君主が国民代表機関である議会にたいして「決定的権力を有する」(ausschlaggebend) ということである。前者についてはさしあたりそれ以上の説明を要しないから、後者に関するウエーバーの一層くわしい記述を引用すると、次のとおりである。

「立憲制的な権力分立は別して不安的な体制である。現実の支配構造は次の問いにたいする回答のいかんによって決定される。もし憲法の条文が不可欠なものとして予定している「行政府と立法府とのあいだの」妥協が成立しなく、ときには、いかなる事態が生ずることになるか、と。その場合、「たとえば」予算なしに統治するイギリス国王は(今日では)王位を失う危険にさらされるだろうが、予算なしに統治するプロイセン国王はそうではないだろう。／「一九一八年一月」革命前のドイツ帝国においては、決定権を有していたのは (ausschlaggebend gewesen wären) 諸王朝の権力 (die dynastischen Gewalten) 「そして事実上はその同輩中の筆頭である皇帝権力」だったと言って差し支えないだろう。」(Ebd., S.166, 同上二七五ページ。／の記号は引用者が便宜的に付けたもの)

引用文の前半は、軍制改革に端を発する一八六二―一八六六年のプロイセンの「憲法紛争」を念頭に置いて述べられたものである。そこでまずこの紛争の内容とその結末とを、ここに必要の限りでごく手みじかに説明しておこう。^{*}

* この憲法紛争の詳しい経過と根本問題およびそのドイツ憲法史上の意義については Ernst Rudolf Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte seit 1789, Bd.3, 2. verbesserte Aufl., Kohlhammer, 1978, S.269ff., insbesondere S.333ff. が参照されたい。

を。なお、簡単なものとしては Hanns Joachim Wolfgang Koch, A constitutional history of Germany in the 19th & 20th centuries, Longman, 1984, p.90ff. 及び岩波書店版フリッツ・ハルトトゥング『ドイツ国制史』三六五ページ以下を参照。

一八六〇年二月、プロイセンの陸相アルブレヒト・フォン・ローンは、(一)平時兵員数の一五万から二二万への増強、(二)三年現役制の完全実施（従来は財政上の理由からかつての三年現役制が二年現役制に短縮されていた。だからこの提案は形式的にはかつての現役制への復帰の提案である）、(三)正規軍・後備軍(Landwehr)民兵的色彩を帯びた国土防衛隊の性格をもつ。ドイツの自由主義派とくにその左派、のちには社会民主党の愛着する兵役制(二本立て)の兵制の正規軍中心のそれへの改組、の三点を骨子とする軍制改革案を議会に提出し、(四)それにとまなう予算措置として年間九五〇万ターレルに及ぶ軍事予算を計上した。

この軍制改革案にたいして自由主義派の進歩党が多数を占めるプロイセン下院が反対したことから、いわゆるプロイセンの「憲法紛争」が始まる。紛争はただちに泥沼化し、紛争を乗り切るためにローンは、国王の内諾を得て、当時ドイツ連邦議会のプロイセン代表を辞して野にあったビスマルクにプロイセン首相就任を要請する(一八六二年九月)。こうしていよいよビスマルクのプロイセンならびにドイツ最高の政治指導者としての登場ということになるが、プロイセン首相就任後、かれは有名な「欠陥理論」(Lückentheorie)を援用して難局をしのぎ、やがてプロイセンの対デンマーク戦争(一八六四年二月―七月)および対オーストリア戦争(一八六六年六月―七月)に勝利して国民の圧倒的支持を獲得し、その勢威を背景に議会に「事後承諾法」(Indemnitätsgesetz)を提出して議会との和解をはかり、長期にわたる「憲法紛争」を収束させるのである。その後、かれが北ドイツ連邦の結成(一八六七年七月一日)から、普仏戦争勝利をへてドイツ第二帝国の成立(一八七一年一月一日)を主導したことは、よく知られている。

* だから軍政改革はプロイセンならびに小ドイツにとつてやはり必要だったのである。まことにビスマルクの言うように、「ドイツ統一という」ドイツのかかえる現下の大問題は演説や多数決によつてではなく……鉄と血によつてのみ解決され」えたのである。Vgl. Hrg.v. E. R. Huber, *Dokumente zur deutschen Verfassungsgeschichte*, Bd. 2, 3. Aufl., Kohlhammer, 1986, S. 50.

さて、ウエーバーの右の文章（とくにその前半）は、このビスマルクの「欠缺理論」による「憲法紛争」乗り切りとその過程で浮び上がった「立憲制的君主制」の本質的特徴とにかかわる。

ビスマルクは、プロイセン首相就任後、ローンの初志を受け継いだ軍政改革のための予算案を提出して、それが下院の否決によつて不成立となったとき（一八六二年九月三日、上院は可決）、かれは予算なしの統治に踏み切り、軍政改革を断行した。それを正当化する理論が「欠缺理論」であつたが、その論理は以下のように構成される。

なるほど現行のプロイセン憲法（一八五〇年制定）は、その第九九条により、予算が毎年法律によつて確定されるべきことを定め、またその法律は、第六二条によつて国王と上下両院との一致によつて成立することを定めている。だから予算案は下院一院の反対によつても不成立となるのだが、しかし、予算を確定すべき法律が不成立となつた場合——つまりウエーバーが右に言う「もし憲法の条文が不可欠なものとして予定している」[「行政府と立法府とのあいだの」]妥協が成立しないとき——である——、いかなる措置がとられるべきかについて、憲法は何事をも規定していない。つまり、そこに憲法の「欠缺」(Lücke)がある。だが、およそ国家が無為に過ぐすとといった無責任な所為が許されない以上、政府には予算なしに統治行為を継続することを可能にしかつそれを命ずる「緊急権」(das Notrecht)が留保されていると見なされるべきである。それゆえ、予算案不成立時に憲法条文の沈黙によつて緊急避難的措置としてなされるべき予算なしの統治行為の継続は、行政府に認められて当然である、と (Huber, *Deutsche Verfa-*

sunsgeschichte, Bd. 3, a. a. O., S. 306.)

このビスマルクの「欠缺理論」から浮び上がってくる「立憲制的君主制」の本質的属性は、国家の最高の決定権、すなわち主権は君主に属する、ということである。

しかし、そのことはプロイセンの一八五〇年憲法の本質からして当然のことであった。同憲法下のプロイセンの君主制は「絶対主義的」君主制ではなく、「立憲制的」君主制である。「立憲制」である限りにおいて、君主は、国民およびその代表たる議会、なかんづく下院の国政にたいする共同決定権(Mitbestimmungsrecht)によって、制限されている。だが、後者の共同決定権とて、その主領域たる立法権にしてからが、議会、まして下院に専一的かつ単独に帰属するものではないことから(上記憲法第六六条)、下位の共同決定権といふべきだし、さらに、そもそも君主には統帥権、和戦の決定権、戒厳令布告権、緊急勅令公布権、議会解散権などの大権が帰属するのであるから、この政治システムにおいて主権者は「君主」である。ところで主権者とは、カール・シュミットの定義をまつまでもなく、非常緊急の事態において「最高の決定権」を有する(ウェーバーのいう ausschlaggebend)者であるから、予算案不成立の憲法「欠缺」状況において、予算なしの統治行為の遂行という「緊急権」を行使する権限を有する者が君主であり、その命に服する政府であるというビスマルクの立論は、当時のプロイセン憲法に照らして合法的かつ正統的である(Huber, ebd., S.342f.)。

他方では、予算なしの政府案の執行という憲法の「欠缺」を埋める措置は——その後四年間続いたとはいえ——あくまでも「緊急避難的」措置であるから、「緊急」事態が解消される見通しがついたとき——その事情のいかんを問わない——、その措置の「事後承諾」を議会に求めて議会との妥協をはかり(一八六六年九月一四日、ビスマルクによる「事後承諾法」の提出)、通常時における議会の国政への共同決定権のノーマルな回復に道を開くというビスマルクの措置は、これまた「絶対主義的」ではなく、「立憲制的」君主制の本旨にかなったリースナブルな措置

であつた (Huber, ebd., S.358ff.)。

が、この「事後承諾法」とその評価の問題はともかく、いずれにしてもピスマルクの「欠缺理論」による「憲法紛争」乗り切り策が浮き彫りにしたものは、「君主制」と「議會制」との二元的原理の妥協対立を特徴とする「立憲制的君主制」において、最終的かつ最高の国家意思決定権を持つものは「君主」だという事実である。この「立憲制的君主制」の基本的特質は第二帝制にも引き継がれる。ウエーバーの右の一文はこの二点を確認するものであつた。

(c)「立憲制的君主制」から「議會制的君主制」への移行可能性 しかしながら、ウエーバーの見るところでは、「立憲制的君主制」と「議會制的君主制」とは水と油のように隔絶したものではなかつた。ウエーバーは②に引いた「立憲制的君主制」の基本的特徴を述べたあと、すぐ続けて書いている。「だが、この『立憲制的』君主制は(イギリス型の)純粹に議會制的な君主制に極めて類似する場合がある。他方では逆に純議會制的君主制は、政治的に有能な君主の政治指導への協役としての (als Figanten) 参加を、決して排除するものではない」と。

つまりウエーバーは「立憲制的君主制」から「議會制的君主制」への推転が原理的に可能であり、第一次大戦におけるドイツの敗北・革命によって帝制と各邦の王朝とがドミノ倒しに崩壊するまでは、この推転を機軸としてドイツ国家の再建を構想しようとしたのである。そしてすでに見たように、かれは、戦後も基本的に維持されるドイツの五党体制のもとでは、「政党間の協力を巧みに引き出す王冠の権力がいつまでもその重要性を失わない」だろうと予測していたがゆえに、その「王冠の権力」が、なにも「立憲制的君主制」のもとにおけるような *Eigenmacht*、つまりすぐれて主権的な権力ではなくとも、「純議會制的君主制」下の君主の独自の「社会的影響力」によって十分行使されうる、いや、むしろ後者によってこそ一層有効に生かされることが可能であるということを示すために、右

の一文に「他方では」以下の文章を織り込んだのであった。

その趣意は、イギリス「議会制的君主制」の「真正カリスマ的」性格の名残に触れた「支配の社会学」の以下の文章からも看取される。

「議会制的君主の機能は……積極的に転用される (positiv gewendet) 場合には、以下のことを意味する。すなわち、国王は、法の規定にもとづいてではなく(その場合には大権にもとづく王制 kingdom of prerogative ということになる)、もっぱら卓越した個人的能力ないしは社会的影響力にもとづいてのみ、政治権力への積極的参画を果たしうるのであり(影響力にもとづく王制 kingdom of influence)、また、国王がそうした力を持つ場合には、『議会の支配』がどれほど強力であろうと、国王は自己の政治参与を現実に果たしうる地位にあるということ、これである。……『議会制的』王制は、イギリスでは、政治家としての資質をそなえた君主が現実の権力に参与することを可能にするように、ある種の選抜淘汰を行なうことを意味している。というのも、そこでは、国王が内外の政治に関して誤った口出しをしたり、そうでなくても君主の権能をはきちがえて、みずからの個人的力量の及ばぬ、だからまた自己の体面を傷つける恐れのある政治的所行に及んだ場合には、かれは王冠を失いかねないからである。その限りにおいては、なんといつても議会制的王制は、王位世襲権を有しさえすれば、愚物だろうと政治的天才だろうと、お構いなく支配者として振舞うことを可能にする大陸型の公式の王制とくらべて、はるかに真正『カリスマ的』性格とどめているのである。」(WuG, 5. Aufl., S. 681; 世良訳『支配の社会学』五〇〇ページ以下)

それではウェーバーは「立憲制的君主制」から「議会制的君主制」への推転を具体的にどう構想したのか。これはまた「ウェーバーのドイツ内政改革論」(仮題)として、稿を改めて論じなければならぬ問題である。